令和 4 年度 公文書開示(10月決定分)

Ť	和4年月	公文	書開示(10月決定分)		\ <u></u>	- ^	1	/ 10 1hn 1	+a -=- \	A		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	区分 有 2 成 答 报 2	5 1 2 号号	2 3 4 号号号			非開示理由等	所管局部課等
1	R4. 9. 28	R4. 10. 4	(1) 「令和4年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 分科会(第2回)」(令和4年8月30日(木))議事概要 (2) 「令和4年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 【分科会(第2回)】出欠表(予定)	7	1					 ***************************************		都市整備局都 市基盤部交通 企画課
2	R4. 9. 21	R4. 10. 5	開示決定等に係る意見書	1	1			-	1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部調 整課
3	R4. 9. 22	R4. 10. 6	4都市建指第336号	17	1		1				(7条2号)氏名、電話番号等は個人を識別できる情報であるため。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
4	R4. 9. 27	10. 11	(仮称) 宝生ハイツ建替え計画(地番:文京区本郷1丁目27番地34号外、以下、「本件建築計画」といいます。)の、開発許可の要不要について関係者との間でやりとりした内容がわかる文書一式。防火水槽の設置についてわかる文書一式。 決裁文書等を含む。			1					・都市計画法29条による開発許可の要不要について、都と文京区との間でやりとりした文書は作成及び取得しておらず、存在しない。 ・防火水槽の設置について、都と東京消防庁または文京区との間でやりとりした文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
5	R4. 9. 27	R4. 10. 11	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和3年9月15日受付 決算変更届出書 第30期(閲覧対象部分に限る) (2)令和4年9月22日受付 決算変更届出書 第31期(閲覧対象部分に限る)	29	1			-	1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
6	R4. 9. 27	R4. 10. 11	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和4年7月12日受付 決算変更届出書 第33期(閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年8月15日受付 変更届出書(別紙8)の訂正について(閲覧対象部分に限る)	29	1							都市整備局市 街地建築部建 設業課
7	R4. 9. 27	R4. 10. 11	1 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年9月6日受付 決算変更届出書 第24期(閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年8月26日受付 決算変更届出書 第25期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年8月16日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (4) 令和2年9月14日受付 決算変更届出書 第26期(閲覧対象部分に限る) (5) 令和3年4月16日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (6) 令和3年9月29日受付 決算変更届出書 第27期(閲覧対象部分に限る) (7) 令和4年9月9日受付 決算変更届出書 第28期(閲覧対象部分に限る) 2 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和4年1月7日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年3月31日受付 決算変更届出書 第16期(閲覧対象部分に限る) 3 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年1月22日受付 決算変更届出書 第27期(閲覧対象部分に限る) (2) 平成31年1月16日受付 決算変更届出書 第27期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和元年11月20日受付 決算変更届出書 第28期(閲覧対象部分に限る) (4) 令和元年11月20日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る)	344	1			-	1		(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築 設業課
			(5) 令和3年1月21日受付 決算変更届出書 第30期(閲覧対象部分に限る) (6) 令和3年12月15日受付 変更届出書(閲覧対象部分に限る) (7) 令和4年1月19日受付 決算変更届出書 第31期(閲覧対象部分に限る)						Y			

					決定	区分	((根拠規	見定)	条例 7 组	z K		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一 非 開 示 開 示	存 不存 在 报 召	S 号 号	3 4 号 号	4 5 号 号 -	6 7 号号号	3 9 号	非開示理由等	所管局部課等
8	R4. 9. 28	R4. 10. 12	(1)東京都知事許可第○○号 株式会社○○ 決算変更届出書 第71期及び第72期(閲覧対象部分に限る) 令和元年6月20日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年7月20日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和3年7月20日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) (2)東京都知事許可第○○号 株式会社○○ 決算変更届出書 第14期及び第15期(閲覧対象部分に限る) 令和3年2月9日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (3)東京都知事許可第○○号 ○○株式会社 決算変更届出書 第50期、第51期、第52期及び第54期(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月31日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (4)東京都知事許可第○○号 ○○株式会社 決算変更届出書 第58期、第59期、第60期及び第62期(閲覧対象部分に限る) 平成30年11月29日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月24日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和1年5月24日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和1年7月31日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数ので主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和2年1月7日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和2年1月7日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和2年4月28日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和4年4月28日受付 変更届出書(役員等の氏名及び専任技術者)(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月10日受付 変更届出書(役員等の氏名及び専任技術者)(閲覧対象部分に限る)	*	1			1	1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街建築部建設業課
9	R4. 9. 29	R4. 10. 12	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和4年8月26日受付 決算変更届出書 第41期(閲覧対象部分に限る) (2)令和4年8月26日受付 決算変更届出書 第42期(閲覧対象部分に限る) (3)令和4年8月26日受付 決算変更届出書 第43期(閲覧対象部分に限る) (4)令和4年8月26日受付 決算変更届出書 第44期(閲覧対象部分に限る) (5)令和4年8月26日受付 決算変更届出書 第45期(閲覧対象部分に限る)	65	1			1	1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
10	R4. 8. 18		東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和3年2月12日受付建設業許可申請書 (2) 令和3年2月12日受付建設業許可申請に際して提出された確認資料 (3) 令和4年4月12日受付第5期決算変更届出書 (4) 令和4年4月12日受付変更届出書(主たる営業所の住所の変更)	*	1		1	1 1	1			(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権 利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号)法人の事業、財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損な われると認められるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市
11	R4. 10. 3	R4. 10. 13	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和2年12月8日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年3月16日受付 決算変更届出書 第7期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和4年3月16日受付 変更届出書(閲覧対象部分に限る)	63	1			1	1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
12	R4. 10. 4	R4. 10. 13	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和2年4月6日受付 決算変更届出書 第30期(閲覧対象部分に限る) (2)令和3年4月28日受付 決算変更届出書 第31期(閲覧対象部分に限る) (3)令和4年1月20日受付 決算変更届出書 第32期(閲覧対象部分に限る)	42	1			1	1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
13	R4. 10. 6	R4. 10. 13	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和4年7月28日受付 決算変更届出書 第36期(閲覧対象部分に限る) (2)令和4年7月28日受付 決算変更届出書 第37期(閲覧対象部分に限る) (3)令和4年7月28日受付 決算変更届出書 第38期(閲覧対象部分に限る)	51	1			1	1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
14	R4. 9. 30	R4. 10. 14	「4都市建指第286号」を決裁した文書一式	2	1						-	_	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
15	R4. 8. 18	R4. 10. 17	4 都市建指建第0467号 東京都文教地区建築条例第3条ただし書の規定に基づく許可について	65	1		1	1 1	1 1			(7条2号)氏名、電話番号、建築士登録番号等は個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (7条3号)建築計画の概要等の法人のノウハウにかかる情報及び未確定な情報は、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)印影は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあり、図面等建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号)審査中の事項等は、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため。	都市整備局市 街地建築部建
16	R4. 10. 3	R4. 10. 17	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和 4 年10月 3 日現在)	*	1						-		都市整備局市 街地建築部建 設業課
17	R4. 10. 6	R4. 10. 17	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和 4 年9月末現在)	*	1						-		都市整備局市 街地建築部建 設業課

					決	定区分	分	(村	製拠規	定)条	例7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	用 部 示	非石	存否応答拒否	1 2 号 号·	3 4 号	5 6 号	7 8 号 号	9 非開示理由等	所管局部課等
18	R4. 10. 8	R4. 10. 1	東京都市計画河川善福寺川計画図 (住所:東京杉並区和田 1 一 8 一 7 付近)	1	1								都市整備局都 市基盤部調整 課
19	R4. 8. 19	R4. 10. 1	・4都市建指建第0475号 建築基準法59条の2第1項の規定に基づく許可について ・4都市建指建第0467号 東京都文教地区建築条例第3条ただし書の規定に基づく許可につ いて	187	1			1	1 1	1		(7条2号)氏名、電話番号、建築士登録番号等は個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (7条3号)建築計画の概要等の法人のノウハウにかかる情報及び未確定な情報は、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)印影は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあり、図面等建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号)審査中の事項等は、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため。	街地建築部建
20	R4. 8. 23	R4. 10. 1	○○が○○組合の○○に就任しているかどうかとの都民からの問合せの応対記録及び関係書 類				1					当該公文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しないため	都市整備局市 街地整備部区 画整理課
21	R4. 8. 23	R4. 10. 1	・〇〇組合 第〇回理事会議事録 ・〇〇組合と〇〇との委託契約書 ・〇〇 第〇回総会議事録	8	1			1	1 1	1		(/宋3万及い0万)並領及い致重に関する情報は、経呂力軒や経理寺の事業活動を行う上じの内部官理に属する事項に関する情報じのつし、公にすることに トローツ誌は「第の東業演学が提かわれても割められてため、また、ツ誌標起け、公開も前担トレブいたいものでもリーのにまることにより、会後、調本的	都市整備局市 街地整備部区 画整理課
22	R4. 10. 1	1 R4. 10. 1) 建設業許可業者一覧 (東京都知事許可 令和 4 年9月末現在)	*	1								都市整備局市 街地建築部建 設業課
23	R4. 6. 24	R4. 10. 2	明治神宮外苑地区の再開発の経緯が分かるもの全て(ただし、A区域、B区域をともに含む。当初の地区計画決定以前の資料を含む)	259	1							_	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
24	R4. 6. 24	R4. 10. 2	明治神宮外苑地区の再開発の経緯が分かるもの全て(ただし、A区域、B区域をともに含む。当初の地区計画決定以前の資料を含む)		1			1	1 1	1 1		(7条4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条5号)都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
25	R4. 6. 24	R4. 10. 2	明治神宮外苑地区の再開発の経緯が分かるもの全て(ただし、A区域、B区域をともに含む。当初の地区計画決定以前の資料を含む)			1			1	1		(7条6号) これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と	市づくり政策
26	R4. 10. 1	7 R4. 10. 2	建築計画概要書) 平成19年度 第3506号 令和2年度 第7052号	19	1							_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
27	R4. 10. 7	R4. 10. 2	・2022年10月6日発行 朝日新聞 (夕刊) 東京インサイド「タワマン 身構える女子校」の記事を小池百合子知事ないし周囲の職員に配布したことがわかるもの。				1					当該記事を小池百合子知事ないし周囲の職員に配布したことがわかる文書は作成しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
28	R4. 10. 8	R4. 10. 2	4 都市建指第353号 総合設計制度の建築計画に係る公聴会について(議事録)	24	1			1				(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
29	R4. 10. 1	3 R4. 10. 2	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 令和4年8月31日受付廃業届	1	1				1			(/余3方)法人の事業、財務寺に関する内部官理情報であつし、公にすることにより、自該法人の競尹上又は事業連呂上の地位での他任芸的な地位が損なしたれると認められるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課

			决	定区分	}	(†	根拠規定	定)条	例7条		
月 整 請 求 決 理 年月日 年月 番	定 公文書の件名 日	総 枚 数	開部示開示	非不存	存否応答拒否	1 2 号	3 4 号 号	5 6 号	7 8 号	9号 非開示理由等 所管	听管局 部課等
30 R4. 10. 17 R4. 10	0.25 東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和4年10月17日現在)	*	1								3市整備局市 5地建築部建 2業課
31 R4. 10. 12 R4. 10	「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金交付要綱」 (1) 要綱 (2) 別紙 (3) 様式集 (4) 第1号・第7号様式別紙 (5) 細目	21	1								3市整備局都 5基盤部交通 1画課
32 R4. 9. 1 R4. 10	27都市整再第393号 千住一丁目地区市街地再開発組合の組合設立認可に係る意見の聴取及び事業計画の縦覧依頼について 27都市整再第511号 千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画認可に係る口頭陳述開催通知書の送付について 27都市整再第512号 保佐人の陳述を求める申請書について(千住一丁目地区) 27都市整再第567号 千住一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画認可に係る口頭陳述記録内容の送付について 27都市整再第644号 千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の認可に係る事業計画に関する意見書の処理について 27都市整有第666号 千住一丁目地区市街地再開発組合の設立認可について 千住一丁目地区市街地再開発組合 設立認可申請書		1			1	1 1			(7条2号)・氏名及び住所・印鑑登録証明書については個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利社を害するおそれがあるため。 (7条2号・3号)・市地毎開発組合設立発起人に関する情報・全部事道印書については申請者が個人の場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることは、特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、本件市街地再開発車等に対する参加状況が分かるなど、当該法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、本件市街地再開発事業に対する参加状況が分かるなど、当該法人の事業との地位が損なわれると認められるため。また、当該情報と一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・土地の地番、地目の面積などの所有権が識別できる情報・所有権又は借い権を別・選要、権利者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び所在地)・不動産の地番と、世民に関する情報の表別・当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 いが、公にすることにより、なお個人の権利益を害するおそれがあるため。 ・口頭陳述の申立て人に関する情報(氏名等)・・申請者に関する情報(氏名、住所及び連絡先等並びに補佐人依頼理由)・・補佐人に関する情報(氏名、住所 街地地の中立て人に関する情報(氏名等)・・申請者に関する情報(氏名、住所及び連絡先等か、ひに補佐人依頼理由)・・補佐人に関する情報(氏名、住所 街地 することにより、 コ頭陳述の申立て人、申請者、陳述者及び補佐人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・「7条3号)専有面積及び負担金概算額・支出金明細・資金制選計画の金額については当該参和組合員の事業運びり財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすると認められるため。・・土地の地者・地自・面積などの所有権が識別できる情報・所有権の別・摘要・事類に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすると認められるため。・・法地の地者・地自・面積などの所有地が識ができる情報・下利権・権利の権の計算、自然を加えては、当該情報であって、公にすると認められるため、より、当該情報であって、公には法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすると認められるため、・法人の名称の形式を関するを加えていては法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすると認められるため、・法人の名称、所在地及び日本の名称とどの、当該財産の事業に関する情報、信義の表がなどの対なの事業に関する情報であるで、公に対なの表が、対ないの情報であるの表がなどの対なに関する情報であるで、公に対ないの情報であるでは、対ないの情報であると認められるため、これなどの表が、対ないの情報であると認められるため、これなどの表が、対ないの情報であると認められるため、これなどの表が、対ないの情報であると認めなどの情報であると認めないの情報であると思いると思いないの情報を関すると思いるに対ないると思いるなど思いるに関すると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報にあるなどの情報にあると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報を表すると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報であると思いるなどの情報を表するなどの情報を表するなどの情報であると思いるなどの情報であるなどの情報であると思いないるなどのでは、特別を表するなどの情報であると思いるなどの情報であるなどの情報を表するなどの情報であると思いないませなどの情報を表するなどの情報を表するといれているなどの表がなどの情報を表するなどの表がなどの表述を表するなどの表述を表するなどの表述を表するなどの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述されているなどの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	
33 R4. 8. 27 R4. 10	0.26 「(仮称) 宝生ハイツ建替え計画」に関する公聴会の開催にあたって縦覧に供した文書	114	1			1	1 1	1		(7条2号)氏名、電話番号、建築士登録番号等は個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (7条3号)建築計画の概要等の法人のノウハウにかかる情報及び未確定な情報は、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると都市認められるため。 (7条4号)印影は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあり、図面等建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号)審査中の事項等は、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため。	j 地建築部建
34 R4. 10. 14 R4. 10	0.27 4 都市建指第390号 総合設計制度の建築計画に係る公聴会について(議事録)	11	1			1				(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	3市整備局市 対地建築部建 指導課
35 R4. 8. 31 R4. 10	D. 28 2 7 都市政土第991号 東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画 (A-3、A-4、A-5地区)の企画提案書の提出について(東京都決定) 214回(9月)都計審	279	1			1	1 1			(/余2号)与具の人物の顔貌业のに目期単金球番号及の単両番号標は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することかでさるため。 「7条3号)のになっていない電話釆号は「当該法人が限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する車項に関する情報であり、のにす。 	3市整備局都 うづくり政策 3土地利用計 〕課
36 R4. 8. 31 R4. 10	7. 28 平成27年2月3日JSCによる神宮外苑地区地区計画の企画提案書の一部見直し報告書及びこれに対する東京都の回答文(含む原義)		***************************************	1						当該公文書のうち「これに対する東京都の回答文」については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。市づ	3市整備局都 でいる でいる 3土地利用計 に課
37 R4. 8. 31 R4. 10	0.28 「岸記念体育会館の移転等に関する主な経緯」に関して	93	1							市づ	3市整備局都 5づくり政策 3土地利用計 1課

				涉	定区分	}	(‡	艮拠規定	E)条f	例7条		
月整理番号	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開開示	- 非 7 開 存	存否応答拒否	1 2 号	3 4 号 号	5 6 号	7 8 号	9号号	所管局部課等
38 R4. 8. 31	R4. 10. 28	「岸記念体育会館の移転等に関する主な経緯」に関して	93	1			1	1 1	1 1		(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別できるため (7条3号)法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため、法人に関する誤った情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条5号)都の機関及び法人の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (7条6号) 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。	都市整備局都市づくり政策
39 R4. 8. 31	R4. 10. 28	「岸記念体育会館の移転等に関する主な経緯」に関して	93		1	1					実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 作成及び取得した事実が確認できず、また実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
40 R4. 8. 31	R4. 10. 28	上記都市計画代々木公園における事業について水道局及び建設局と協議した日時及び内容が 分かる文書	11	1								都市整備局都 市づくり政策 部緑地景観課
41 R4. 8. 31	R4. 10. 28	霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の仮換地指定について (通知) のうち 仮換地指定通知(敷地権共有者名簿、仮換地案内図、仮換地位置図、仮換地明細図) 仮換地指定の概要	18	1			1	1			(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号)法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位 その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局第 二市街地整備 事務所事業課
42 R4. 8. 31	R4. 10. 28	土地境界の確認ついて(依頼) 土地境界の確認の完了について(通知)	7	1			1	1			(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第 二市街地整備 事務所事業課
43 R4. 10. 14	R4. 10. 28	(1)東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第37期、第38期及び第39期(閲覧対象部分に限る) 令和2年4月16日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除 く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和2年8月5日受付 変更届出書 (別紙8)の訂正について (2)東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第58期、第59期、第60期及び第62期(閲覧対象部分に限る) 令和3年3月22日受付 変更届出書(別紙8)の訂正について 令和4年2月28日受付 変更届出書(別紙8)の訂正について 令和4年2月28日受付 変更届出書(別紙8)の訂正について 令和4年4月15日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年4月15日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) (3)東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第7期(閲覧対象部分に限る) 令和3年9月3日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除 く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年10月21日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月24日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月24日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月24日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月24日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月21日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除 く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年3月8日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除 く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年7月19日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除 く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)	*	1				1			(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市建設業課
44 R4. 10. 17	R4. 10. 28	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和2年4月27日受付 決算変更届出書 第33期(閲覧対象部分に限る) (2) 令和3年5月6日受付 決算変更届出書 第34期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和4年5月11日受付 決算変更届出書 第35期(閲覧対象部分に限る)	57	1		***************************************		1			(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
45 R4. 10. 19	R4. 10. 28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 平成31年1月23日受付 変更届出書(営業所の所在地) (閲覧対象部分に限る)	2	1				1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
46 R4. 10. 20	R4. 10. 28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和4年7月14日受付 決算変更届出書 第35期 (閲覧対象部分に限る)	19	1				1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
47 R4. 10. 21		東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成29年10月5日受付 変更届出書(閲覧対象部分に限る) (2) 平成29年11月17日受付 決算変更届出書 第14期(閲覧対象部分に限る) (3) 平成30年11月29日受付 決算変更届出書 第15期(閲覧対象部分に限る) (4) 令和元年11月29日受付 決算変更届出書 第16期(閲覧対象部分に限る) (5) 令和2年4月9日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (6) 令和2年11月30日受付 決算変更届出書 第17期(閲覧対象部分に限る) (7) 令和3年7月16日受付 変更届出書(閲覧対象部分に限る) (8) 令和3年12月3日受付 決算変更届出書 第18期(閲覧対象部分に限る)	107	1				1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課

月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開開示	· 非 有 在	存	(根	拠規定 3 4 号号		非開示理由等	所管局部課等
48	R4. 9. 5	R4. 10. 31	(1) まちづくり団体登録までの手続の流れ (2) 団体登録制度(公開空地の活用)提出書類リスト (3)まちづくり団体の登録について(RIS Design and Management株式会社 大川端・リ バーシティ21開発事業西ブロック)	87	1							都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
49	R4. 9. 5	R4. 10. 31	(1) まちづくり団体登録までの手続の流れ (2) 団体登録制度(公開空地の活用)提出書類リスト (3)まちづくり団体の登録について(RIS Design and Management株式会社 大川端・リ バーシティ21開発事業西ブロック)	87	1						(7条第3号) 当該地区管理組合の関係者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、理事会の事業運	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。